平成２６年（フ）第３５号
新潟市中央区東湊町通３ノ町2567番地
債務者　佐々木美知子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
岐阜市琴塚４丁目９番７号　ブルースカイ琴塚205号室
債務者　畠添　正治
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５６号
岐阜市岩地１丁目６番15―102号　グリーンアベニュー
債務者　松久　理恵（旧姓宮堂）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
岐阜県加茂郡坂祝町加茂山２丁目５番地８、前住所愛知県犬山市大字犬山字北古券２番地25　レオパレス白帝204
債務者　松田由美子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６７４号
神戸市垂水区多聞台２丁目６番31号
債務者　篠原　景子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
神戸市東灘区魚崎西町２丁目１番７―202号、従前の住所神戸市東灘区魚崎西町４丁目11番22号
債務者　左近　則仁
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４号
神戸市長田区神楽町１丁目２番14号　コーポカグラ402号
債務者　赤﨑　園美（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５号
神戸市垂水区青山台６丁目１番７―324号
債務者　松原昇こと　鄭　　永鎬
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67番地
債務者　玉城　末子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９０号
広島市東区戸坂数甲１丁目３番１―407号
債務者　藤島ルミ子（旧姓赤木）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４号
広島市佐伯区五日市中央３丁目15番15―304号
債務者　一場　庄一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３号
広島市中区千田町１丁目11番９号　千修苑404号室、住民票上の住所広島市中区基町18番１―1341号
債務者　有田　高志
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
長崎県長崎市城山町11―30―1306　橋本方、住民票上の住所長崎市富士見町14番14号日東富士見ビル302号
債務者　梅崎　　彩（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目47番地の11　ヴィレッジいずみ105
債務者　星　　秀作
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７号
福島県いわき市常磐西郷町忠多60番地の11
債務者　橋本百合子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４８号
金沢市矢木１丁目10番地１　セジュール矢木202号、従前の住所金沢市上荒屋３丁目40番地
債務者　麻田紗代子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
金沢地方裁判所